

社会福祉法人稚内木馬館重度化した場合における対応に関する方針

(平成 30 年 12 月 1 日改訂)

1 急性期における医師又は医療機関との連携体制

- (1) 社会福祉法人稚内木馬館が運営するグループホームひだまり及びメゾン木馬館（以下「事業所」という。）の利用者が体調の急変などが発生した場合には、次に掲げる協力医療機関の対応により、速やかに適切な処置を行います。
- ア 市立稚内病院
 - イ 稚内禎心会病院
 - ウ 道北勤医協宗谷医院
 - エ 西岡整形外科クリニック
- (2) 利用者が入院を伴う医療処置を行うことが必要とされる状態になったときは、速やかに家族に連絡し、意向確認後、医師と協議して次に掲げる対応を行います。
- ア 事業所に居住した状態で協力医療機関の医師の指示によって、事業所の看護職員による医療処置の対応
 - イ 協力医療機関への入院の調整
 - ウ 家族の希望する医療機関への入院の調整

2 入院期間中における事業所の居住費、食材料費等の取扱い

- (1) 家賃 定額請求
- (2) 食材料費 提供分の請求
- (3) 光熱水費 居住日数に応じて請求
- (4) その他の費用 利用実績に応じて請求

3 看取りに関する考え方

社会福祉法人稚内木馬館看取りに関する方針で定めています。（別紙）